

I 基本的な心得

- 校内外を問わず常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、行動しよう。
 - (1) 生徒としての本分を忘れず、学習、クラブ活動等に励み、個性を伸ばそう。
 - (2) 互いに個人の人格を尊重しあい、楽しく明るい家庭、学校、社会をつくるよう心がけよう。
 - (3) 集団の規律を尊び、礼儀正しくふるまい他人に迷惑をかけないようにしよう。
 - (4) 校内外を問わず公共物を大切に、常に環境の美化につとめよう。
 - (5) どのような場合にも定められた時間を守り、秩序を保つようにしよう。
 - (6) 生徒は相互に協力し励まし合い、よい仲間づくりにつとめよう。

II 校内生活の心得

- (1) 登下校について
 - (ア) 毎日始業時（8：30）の5分前までに登校しよう。
 - (イ) 下校時刻は特定の場合を除き午後5時とする。やむを得ない場合は担任などに届け出て指示をうける。（クラブ活動は原則として夏午後7時、冬午後6時30分とし、5時以降は顧問付き添いのこととする。）
 - (ウ) 登下校の際は交通規則、交通マナーを守ろう。
 - ① 徒歩通学生は、右側通行し、道路いっぱいになって歩かない。
 - ② 自転車通学生は、左側を走行し、二人乗り、並進、無灯火、傘差し運転や、イヤホンを使用しながらの運転をしない。雨天時はカッパを着用する。又、校内に乗り入れる自転車には許可証（ステッカー）を貼り、指定された駐輪場に施錠し駐輪すること。（IV諸届および手続き（14）参照）
 - ③ 自転車乗車時は、安全運転やヘルメット着用等、命を守る行動を心がけること。
 - ④ 電車、バス通学生は、マナーを守り乗車し、定期券の不正使用は決してしてはいけない。JR、私鉄の定期券は、生徒証明書に生徒指導部による乗車区間の記入がないと発行されない。（IV諸届および手続き（15）参照）
 - ⑤ 登下校の自動車による送迎は原則禁止する。なお、怪我等により自力で通学困難な場合は、担任に連絡し許可を得ること。
- (2) 学校生活について
 - (ア) 授業時間に先生がみえない場合は教務部、不在の場合は他の先生に連絡してその指示に従う。（自習の場合はHRで行う。）
 - (イ) 不必要な物品や現金は所持しない。
 - (ウ) 学用品その他所持品にはすべて記名する。貴重品は生徒用ロッカーに入れ必ず鍵をかけよう。
 - (エ) 生徒用ロッカーは柔道着、体操服類、体育館シューズなどを保管する。
 - (オ) 学校の施設、備品を大切に、校舎校地を美しくしよう。
 - (カ) 進んで教室内外を清潔にし、整理、整頓して皆が気持ちよく学習できるよう心がけよう。
 - (キ) 正しく美しい言葉づかみをし、すすんで挨拶をしよう。
 - (ク) 生徒間の交際は、他人に誤解を受けないように心がけよう。
 - (ケ) 暴力行為、不正行為、その他、人に迷惑をかけるような行為は絶対してはならない。
- (3) 服装・頭髪等について
 - ※様式1、2共に衣替えの時期は設定しない。ただし1学期（終業式）、2学期（始業式）以外の式典（始業式、終業式、修了式、入学式、戴灯式、卒業式）の際は、長袖カッターシャツ、リボンまたはネクタイ、スーツジャケットを着用する。
 - (ア) 様式1規定
 - 【上 衣】①指定の半袖カッターシャツ（ボタンダウン）
 - ※指定のネクタイ、リボン着用は認めない。
 - ※シャツを出して着用することも認める。
 - ※半袖カッターシャツにスーツジャケットを着用することは認めない。
 - ②指定の長袖カッターシャツ
 - ※シャツの裾はスカートまたは、スラックスの中へ入れて着用する。
 - ※指定のネクタイまたはリボンを着用する。
 - ③指定のネクタイまたはリボン
 - ※ネクタイまたは、リボンのどちらかを購入する。
 - ※スカート選択の場合（ネクタイまたはリボン着用）
 - ※スラックス選択の場合（ネクタイ着用）
 - ④指定のニットベスト、ニットセーター（自由購入）
 - ※授業時以外の登下校時の着用も認める。

※着用期間は設定しない。(通年着用可能) ただし1学期(終業式)、2学期(始業式)以外の式典(始業式、終業式、修了式、入学式、戴灯式、卒業式)の際は、長袖カッターシャツ、リボンまたはネクタイ、スーツジャケットを着用する。

⑤指定のスーツジャケット

※1学期(終業式)、2学期(始業式)以外の式典(始業式、終業式、修了式、入学式、戴灯式、卒業式)の際はスーツジャケットを必ず着用する。

【下衣】○指定のスカート(長さは膝の中心)または、指定のスラックス

【その他】○ソックス 華美でないもの

○履物 通学にふさわしい靴を着用する。(運動靴、革靴、カジュアルシューズ)

○頭髪 パーマ、着色、脱色などは禁止する。

(4) 様式2規定

【上衣】①指定の半袖カッターシャツ(ボタンダウン)

※指定のネクタイ着用は認めない。

※シャツを出して着用することも認める。

※半袖カッターシャツにスーツジャケットを着用することは認めない。

②指定の長袖カッターシャツ

※シャツの裾は、スラックスの中へ入れて着用する。

※指定のネクタイを着用

③指定のネクタイ(全員購入)

④指定のスーツジャケット

※着用方法 様式1に同じ

⑤指定のニットベスト、ニットセーター

※着用方法 様式1に同じ

【下衣】○指定のスーツスラックス

【その他】○すべて様式1に同じ

(7) オーバーコートの着用について

① 着用期間は原則として11月1日から3月末日までとする。

② 通学にふさわしいもの。

③ コートの着用は登下校時のみとする。

④ 冬服の上に必ず着用。夏服、長袖カッターシャツの上に着用は不可。

(8) スマートフォン等

① 校内への持込は禁止しないが、授業中は電源を切ること。

② 校内コンセントでの充電は禁止する。

その他

① 装飾具(ピアス、ネックレス等)、化粧(マニキュア等)は認めない。

② 通学カバンは、盗難防止のためにもファスナー等でふたのできるものであること。

③ 各館及び体育館への通行は上履きでよい。

④ 制服を加工し、規定違反になるような場合は再購入していただくこともある。

Ⅲ 校外生活

○ 桑高生としての自覚と誇りをもって行動しよう。

- (1) 必ず、生徒証明書を携行する。
- (2) 外出するときは必ず家庭に行先、帰宅予定時間などを知らせておくこと。
- (3) 条例により、青少年の午後 10 時以降の外出は制限されている。
- (4) やむを得ず外泊する場合は必ず保護者の許可を得ること。
- (5) 飲酒喫煙は法律をもって禁止されている。類似行為も禁止とする。
- (6) 遊技場、喫茶店、飲食店への出入りは金の浪費、好ましくない交友関係が生じやすいという面から出入りしない方が望ましい。パチンコなど 18 才未満の入場禁止場所は、保護者同伴であっても入場を禁止する。
- (7) 校外での事故、災害などにあったときは速やかに HR 担任を通じ生徒指導部へ報告すること。
- (8) アルバイトは届け出制とする。
- (9) 在学中の原付、自動車運転免許取得は原則として認めない。
- (10) 在学中の原付、自動車の運転は認めない。
- (11) 申し出により、通学不便だと認められた場合は最寄り駅までの原付を許可することもある。

Ⅳ 諸届および手続き

届出は必ず担任に申し出指導を受ける。期限のあるものはその期限を必ず守ること。

*欠席届…「欠席等連絡システム」及び保護者から担任に連絡すること。

*遅刻届…事前にわかっているときは、保護者から「欠席等連絡システム」及び電話で担任に連絡すること。

すべての遅刻生徒は、生徒指導室で入室許可証を受け取り教室に入ること。

*早退届…事前にわかっているときは遅刻届に準じる。

けが、体調不良等で早退する場合は、学年担任室で担任からサイン及び捺印してもらった早退許可証を受け取り早退すること。

*外出届…事前にわかっているときは遅刻届に準じる。

通院等で外出する場合は、担任に届け出て、学年担任室で担任からサイン及び捺印してもらった外出許可証を受け取り、外出すること。

(1)～(3)に関しては担任へ

(4)～(18)に関しては担任(クラブ顧問)に届けた後、生徒指導部に届ける。

(19)、(20)に関しては担任へ必要書類を提出する。

なおその他にも届が必要かわからないときは必ず担任に申し出ること。

- (1) 旅行届(スキー、登山、キャンプなど)学割が不必要な場合
- (2) 祭礼などへの参加願
- (3) 校舎、校具、窓ガラス等、破損、紛失などした時(事情により弁償する)
- (4) 盗難届
- (5) 紛失届
- (6) 拾得物届
- (7) ポスターの配布、貼付
- (8) 住所変更(下宿も含む)
- (9) 異装届(文化祭、クラスマッチはクラス、クラブ単位で、個人ではけがなどで)
- (10) クラスキャンプ
- (11) 居残届(文化祭時、クラス、クラブで)
- (12) 教室使用願(クラス、クラブで)
- (13) 紛失、汚損のため、生徒証明書)の再交付
- (14) 自転車通学許可

入学のしおり内の用紙で合格者登校日に申請した生徒は、入学式後担任から渡された許可証(ステッカー)を自転車に貼り通学する。

- ・入学時申請せず、校内に自転車の乗り入れを希望する生徒は生徒指導部で「自転車通学許可願」をもらい申請する。
- ・買い替えまたは盗難によって、ステッカーのない自転車で通学する場合は生徒指導部でステッカーを発行してもらう。

(15) JR・私鉄乗車区間変更、交通手段変更届

- ・乗車区間を変更する場合は、生徒指導部で、生徒証明書にある乗車区間を変更してもらうこと。
- ・交通手段を変更する場合は、生徒指導部で、生徒証明書にあるに乗車区間を記入してもらうこと。

(16) 学割交付願

JR など片道営業キロ 101km 以上ある場合、生徒指導部で交付願をもらい、記入後、担任・生徒指導部で確認を受け事務室へ提出する。

注意 1) 必要とする3日前（土日祝祭日除く）までに申し込むこと。

2) 本人以外のものは使用できません。

3) 使用目的の範囲 ①～⑦)

① 休暇、所用による帰省

② 実験実習並びに通信による教育を行う学校に面接授業及び試験などの正課の教育活動

③ 学校が認めた体育、文化に関する正課外の教育活動

④ 就職又は進学のための受験等

⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題行動の処理

⑦ 保護者の旅行への随行

(17) 自動車学校入校許可願（3年進路決定者、入校日時には制限あり）

(18) アルバイトについて

アルバイトは届け出制とする。

ただし、次の条件を満たした場合に限り、届け出を受理することとする。

[条件]

① 学習成績・行動面・学校生活全般において問題がないこと。

② 生徒と保護者が充分話し合い、保護者の同意があること。

[許可基準]

① 期間・・・（長期休業以外）定期考査発表日から定期考査最終日の前日までを除く期間。

（長期休業中）日数の半以下。

② 勤務時間・・・（長期休業以外）遅くとも午後10時には帰宅できる勤務であること。

（長期休業中）8:00から18:00の間とする。労働時間は8時間以内とする。

③ 次の業種・業務は届け出を受理しない。

ア 労働基準法・青少年保護条例の禁止するもの

イ 自動車や単車を使用するもの（輸送業務を主とするもの）

ウ パチンコ・ゲームセンター・カラオケボックス、スナック、酒類を伴う接客業務、危険業務（高所、重機、重量物運搬、粉塵作業等）等、高校生として好ましくない業種・業務。

エ 深夜（22:00以降）・住み込みや宿泊をとまうもの。

(19) 欠席が1週間以上に及ぶ場合（けが、病気など）

医師の診断書を提出してもらう場合がある。（担任は教務部へ提出）

(20) 学校感染症（インフルエンザ、風疹など）にかかったときは速やかに担任に連絡し指示を受ける。

V 「生徒心得」の改正について

① この生徒心得は、社会の変化や必要に応じて適宜見直しをするものとする。

② 生徒心得の見直しが必要だと判断した場合は、生徒議会、教職員、PTA等の意見聴取及び協議を踏まえ、学校が変更を決定する。

VI 暴風警報と生徒の登校について

(1) 暴風警報発令中は臨時休校となる。

(2) 暴風警報が正常の時間割により授業を行うべき日に、午前11時までに解除されたときは、生徒は登校する。

(3) 暴風警報が午前11時以後に解除となった場合は登校しなくてもよい。

VII 休日の校舎および学校施設の使用について

(1) 土曜日・・・自習室利用の生徒は、B館正面から入り、教室で名簿に名前を記入してから利用すること。

(2) 日曜日・・・原則使用禁止

(3) 祝日・・・原則使用禁止

(4) 12月29日～1月3日・・・学校閉鎖

なお、(1)～(3)でクラブ、クラスで教室など施設を利用するときはIV-(12)教室使用願を提出する。

忘れ物などで上記以外の理由で校舎に入りたいものは、必ず事務室で許可を得ること。